

阿賀野市告示第115号

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（令和元年阿賀野市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3号又は第4号」を「第3号、第4号又は第5号」に、「第5号の要件」を「第6号の要件」に改め、同条第1号ウ(イ)中「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者」を「出入国管理及び難民認定法による「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」」に改め、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 申請者は過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。

第2条第3号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない。)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項のアとイに該当し、かつ、ウからカまでのいずれかに該当すること。

ア 転入時において、年齢が満50歳未満であること。

イ 市が主催し、又は参加する移住関連イベントで、対面での移住相談を3年以内に行っていること。

ウ 阿賀野市内に土地を取得し就農する、販売農家であること。

エ 林業(日本標準産業分類の中分類02林業に分類される業)に従事すること。

オ 水産業(日本標準産業分類の中分類03漁業04水産養殖業に分類される業)に従事すること。

カ 家業(申請者にとって3親等以内の親族が代表、取締役などの経営を担う職

務を務めている法人)に就業すること。

第4条中「就業先の就業証明書(第2号様式又は第2号様式の2)」を「就業先の就業証明書(第2号様式、第2号様式の2又は第2号様式の3)」に、「同条第5号」を「同条第6号」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 半額の返還 次に掲げる事項のいずれかに該当した場合

ア 第2条第1項第3号の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなったとき。

イ 第2条第1項第5号の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなったとき。

ウ 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

＜申請者＞

住 所 阿賀野市

氏 名

電話番号

阿賀野市移住支援補助金交付申請書

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

交 付 申 請 額	金	円
-----------	---	---

2 申請する移住の要件（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族 の人数（申請者を含めない）		人
					家族の人数のうち 18 歳未満 の者の人数		人
補助金の 種類		就業		起業		テレ ワーク	関係 人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙1「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、阿賀野市に居住し、かつ、就業・起業する意志について		A. 意思がある		B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員がいずれも）暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者、取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）阿賀野市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB.に該当した場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転入前（移住元）の住所及び転入年月日

住 所	〒		
転入年月日	年	月	日

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

期 間	就 職 先	就 業 地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ）

勤務先部署			
住 所	〒		
勤務先へ行く頻度			

■ 添付書類

【必ず必要な書類等】（□にチェック）

- ☐ ①顔写真付き本人確認書類の写し
- ☐ ②別紙1（誓約事項、個人情報取扱い）
- ☐ ③移住元（転入前）の住民票除票の写し（2人以上の世帯の申請の場合は、世帯員全員分）

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- ◆雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ☐ ④東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
 - ◆法人経営者又は個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ☐ ⑤開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
 - ◆東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合
 - ☐ ⑥卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ☐ ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- ◆要件を満たす就業をした場合
 - ☐ ⑧就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- ◆要件を満たす起業をした場合
 - ☐ ⑨起業支援金の交付決定通知書の写し
- ◆テレワークの要件に該当する場合
 - ☐ ⑩所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
- ◆関係人口要件に該当する場合（農業）
 - ⑪農地の取得が証明できる
 - ⑫出荷証明書等（販売農家としての活動が証明できる書類）
- ◆関係人口要件に該当する場合（林業）
 - ⑬林業に従事していることが証明できる書類

◆関係人口要件に該当する場合（水産業）

⑭水産業に従事していることが証明できる書類

◆関係人口に該当する場合（家業）

⑮就業する企業の経営を担う者（代表・取締役）と申請者との関係を証明できる書類

◆2人以上の世帯である場合

☐ ⑯転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式 別紙1)

阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、移住支援補助金（以下「補助金」という）。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市以外へ転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合：半額
- (テレワークの場合)
- (6) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額
- (関係人個の場合)
- (7) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記、阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾しました。

年 月 日

申請者氏名(自署)

第2号様式の2を次のように改める。

第2号様式の2（第4条関係）

（テレワークによる移住者の場合）

年 月 日

阿賀野市長 様

＜事業者＞

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就 業 証 明 書

（阿賀野市移住支援補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住前）	
勤 務 先 部 署 の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 20 時間以上のテレワークの実施
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ （地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び阿賀野市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号様式の2の次に次の1様式を加える。

第2号様式の3（第4条関係）

（個人事業主フリーランスの方向け）

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者名

居住地

就 業 時 間 の 証 明 書

（阿賀野市移住支援補助金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	月間 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	月間 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	月間 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	月間 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

第3号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

阿賀野市移住支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった阿賀野市移住支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交 付 ・ 不交付

（交付の場合）

補助金交付額 金 _____ 円

（不交付の場合）※補助金は交付しない。

不交付の理由（ ）

2 補助金の請求 交付決定を受けた者で、補助金を請求するときは、阿賀野市移住支援補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。

（備考）

1 阿賀野市は、要綱第6条の規定に基づき、補助金の請求があったときは、要綱第7条の規定により交付します。

2 阿賀野市は、要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に阿賀野市以外に転出した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外に転出した場合：半額

（就業の場合）

- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワークの場合)

- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

3 阿賀野市は、要綱第9条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県移住・就業等支援事業（以下「事業」という。）が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考2に定める返還請求を行う場合があります。

4 新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

5 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

6 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

認定番号（管理コード）	
-------------	--

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行し、改正後の阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この告示による改正後の阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に転入した者に対して適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。